

●事前調査の方法について

原則、設計図書等による書面調査と目視による調査の両方が必要です。

石綿の使用の有無が明らかにならなかったときは、さらに分析調査やその他の方法（建築材料製造者による証明、建築材料の製造年月日等）で確認を行うか、石綿有とみなして作業を行う必要があります。

●調査結果について

発注者に対して、調査結果を書面で説明することが必要です。

また、事前調査結果の記録の写しを解体等工事の現場に備え置くとともに、A3の用紙以上の大きさで公衆に見やすい場所に掲示することが必要です。

●除去作業について

・石綿含有仕上塗材

薬液等により湿潤化することが必要です。ただし電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去するときは、湿潤化に加え、除去部分の周辺を養生※することも必要です。

・石綿含有けい酸カルシウム板第1種

切断や破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すことが必要です。技術上著しく困難な場合は薬液等により湿潤化すること及び作業場所を養生※することが必要です。

・その他成形板（スレート板、セメント板、ビニル床タイル、石膏ボードなど）

切断や破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すことが必要です。技術上著しく困難な場合は薬液等により湿潤化することが必要です。

※作業場の周囲及び上下を通気性のないシートやパネル（プラスチックシートや防音パネル等）で囲うこと。（セキュリティゾーンの設置や集じん・排気装置の設置による負圧化までは必要ありません。）

本チェックシートの提出先

- ・西区公害対策室（担当区：東、北、西、中村、中）
西区役所 5階 TEL：052-523-4613 FAX：052-523-4634
- ・港区公害対策室（担当区：熱田、中川、港）
港保健センター3階 TEL：052-651-6493 FAX：052-651-5144
- ・南区公害対策室（担当区：瑞穂、南、緑、天白）
南区役所 2階 TEL：052-823-9422 FAX：052-823-9425
- ・名東区公害対策室（担当区：千種、昭和、守山、名東）
名東区役所 1階 TEL：052-778-3108 FAX：052-778-3110